

議案第2号

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和4年2月10日

福岡県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 二 場 公 人

理由

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例に規定している用語の定義等で引用している法律の改廃及び条ずれ等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を  
改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改める。

第4条第2項第6号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

第11条第3項中「第6号」を「第7号」に改める。

第14条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第26条第1項第2号中「前条第1項」を「第24条第1項」に改める。

第43条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する  
基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票  
情報に含まれる個人情報
- (2) 統計法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を  
受けた行政記録情報に含まれる個人情報

第43条第1項第3号を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例・新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>第3条 略 (個人情報の収集の制限)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 独立行政法人等(<u>個人情報の保護に関する法律第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)</u>)、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められるとき。</p> <p>(7) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>第5条～第10条 略 (個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイ</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(4)～(10) 同左</p> <p>第3条 同左 (個人情報の収集の制限)</p> <p>第4条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>(1)～(5) 同左</p> <p>(6) 独立行政法人等(<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)</u>)、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められるとき。</p> <p>(7) 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 同左</p> <p>第5条～第10条 同左 (個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第11条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイ</p>

改正案	現行
<p>ル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</p> <p>第12条 略 第13条 略 (保有個人情報の開示義務)</p> <p>第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略 (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 略 イ 略 ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第4項</u>に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び</p>	<p>ル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</p> <p>第12条 同左 第13条 同左 (保有個人情報の開示義務)</p> <p>第14条 同左</p> <p>(1) 同左 (2) 同左</p> <p>ア 同左 イ 同左 ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第2項</u>に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員</p>

改正案	現行
<p>職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>第15条～第25条 略 (訂正請求権)</p> <p>第26条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第34条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、<u>第24条第1項</u>の他の法令等の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>第27条～第42条 略 (適用除外等)</p> <p>第43条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) <u>統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</u></p> <p>(2) <u>統計法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報</u></p> <p>(削る)</p> <p>2 略</p>	<p>及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3)～(6) 同左</p> <p>第15条～第25条 同左 (訂正請求権)</p> <p>第26条 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、<u>前条第1項</u>の他の法令等の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>第27条～第42条 同左 (適用除外等)</p> <p>第43条 同左</p> <p>(1) <u>統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計に係る個人情報</u></p> <p>(2) <u>統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る個人情報</u></p> <p>(3) <u>統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)に係る個人情報</u></p> <p>2 同左</p>